

## 意外と知らない 議会のルール

ぎいんていすう  
～議員定数～

各自治体で議員の数は、ばらばら。人口に応じて、議員の数も定められると思いきや一概にそうとも言えません。各自治体によって異なる議員定数はどのように決められているのでしょうか。

議員定数は、条例によって定めることができます。以前は地方自治法によって、自治体の人口に応じた上限定数(法定定数)が決められていました。しかし、平成23年の地方自治法改正により法定定数が撤廃され、現在は自治体が独自の考えで条例に定めています。一定の基準があるのかと言えば、答えは「なし」。近年は、財政的な視点から定数を削減する考えが良く聞かれますが、本当にそれで良いのでしょうか。議員の定数は、議員間討議に必要な人数とし、設置委員会数×7名程度が望ましいという大学教授の論説もあります。本町の議員定数は11人。皆さんが多いと思いますか、それとも少ないと思いますか?

次号  
予告

11月発行予定

## 特集:「どうする報酬と定数 第2弾」

浦幌町議会視察から議員間討議の内容、住民の意見から見る今後の議会のあるべき姿を特集。その他、9月に行われる平成28年度決算審査の内容を掲載します。

インフォメーション  
information

## ●議会の開催予定

◎第3回定例会:9月7日(木)から9月12日(火)まで ※10:00開会

※一般質問は7日午後1時からの予定

前年度の町の決算を審議します。私たちの税金がどのように使われ、どのような効果があったのか…。

多くの町民のみなさまの傍聴をお待ちしています。

## ●寄附禁止行為の啓発

総務省及び新十津川町選挙管理委員会より政治家の寄付禁止啓発がありました。改めて新十津川町議会としてもコンプライアンスを徹底ていきます。みなさまのご協力をよろしくお願いします。

## ●政治家からの寄附禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、注意してください。



総務省HPより